

議案第32号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月14日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の改正および組織改正に伴う事務分掌の見直しにより、一部規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「及び第18条第1項」を「、第18条第1項及び第18条の2第1項」に、「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同項第15号中「第11条の2第1項」の次に「（同条第2項において準用する場合を含む。）」を、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項中第38号を第39号とし、第16号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関すること。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則

新	旧
<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年9月20日 世教委規則第8号</p>	<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年9月20日 世教委規則第8号</p>
<p>改正 昭和63年12月28日世教委規則第平成元年3月31日世教委規則第 9号 1号 平成元年5月1日世教委規則第平成3年3月1日世教委規則第 11号 2号 平成4年4月30日世教委規則第平成4年7月15日世教委規則第 11号 14号 平成4年12月25日世教委規則第平成5年4月27日世教委規則第 20号 3号 平成6年4月28日世教委規則第平成7年4月27日世教委規則第 4号 13号 平成9年3月27日世教委規則第平成11年3月24日世教委規則第 2号 3号 平成12年3月31日世教委規則第平成13年9月28日世教委規則第 8号 20号 平成15年3月28日世教委規則第平成16年3月31日世教委規則第 2号 5号 平成16年12月17日世教委規則第平成18年6月28日世教委規則第 17号 19号 平成20年3月28日世教委規則第平成20年5月27日世教委規則第 7号 23号 〔題名改正〕 平成21年9月25日世教委規則第平成22年5月6日世教委規則第 14号 12号 平成22年7月16日世教委規則第平成26年3月28日世教委規則第 15号 4号 平成26年11月28日世教委規則第平成27年3月13日世教委規則第</p>	<p>改正 昭和63年12月28日世教委規則第平成元年3月31日世教委規則第 9号 1号 平成元年5月1日世教委規則第平成3年3月1日世教委規則第 11号 2号 平成4年4月30日世教委規則第平成4年7月15日世教委規則第 11号 14号 平成4年12月25日世教委規則第平成5年4月27日世教委規則第 20号 3号 平成6年4月28日世教委規則第平成7年4月27日世教委規則第 4号 13号 平成9年3月27日世教委規則第平成11年3月24日世教委規則第 2号 3号 平成12年3月31日世教委規則第平成13年9月28日世教委規則第 8号 20号 平成15年3月28日世教委規則第平成16年3月31日世教委規則第 2号 5号 平成16年12月17日世教委規則第平成18年6月28日世教委規則第 17号 19号 平成20年3月28日世教委規則第平成20年5月27日世教委規則第 7号 23号 〔題名改正〕 平成21年9月25日世教委規則第平成22年5月6日世教委規則第 14号 12号 平成22年7月16日世教委規則第平成26年3月28日世教委規則第 15号 4号 平成26年11月28日世教委規則第平成27年3月13日世教委規則第</p>

11号 6号  
平成28年6月28日世教委規則第 平成29年 月 日世教委規則第  
13号 号

東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年4月東京都世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（通則）

第1条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等及び補助執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成20年世教委規則23号〕

（教育長委任事項）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は、世田谷区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

（1）教育長の服務に関すること（長期出張命令を除く。）。

（1の2）学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第2条に規定する区立学校の職員（以下「区立学校職員」という。）及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。）第2条に規定する幼稚園教育職員（以下「幼稚園教育職員」という。）の赴任延期に関すること。

（2）区立学校職員及び幼稚園教育職員の出張命令及び旅行許可に関すること。

（3）学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項並びに幼稚園教育職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の週休日の変更等、休日勤務の命令及び代休日の指定並びに年次有給休暇に関すること。

（4）学校職員勤務条例第17条第1項及び幼稚園教育職員勤務条例第17条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の特別休暇の承認に関すること。

（5）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。

（6）育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による幼稚園教育職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関する

11号 6号  
平成28年6月28日世教委規則第  
13号

東京都世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和32年4月東京都世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（通則）

第1条 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等及び補助執行については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成20年世教委規則23号〕

（教育長委任事項）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は、世田谷区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

（1）教育長の服務に関すること（長期出張命令を除く。）。

（1の2）学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第2条に規定する区立学校の職員（以下「区立学校職員」という。）及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。）第2条に規定する幼稚園教育職員（以下「幼稚園教育職員」という。）の赴任延期に関すること。

（2）区立学校職員及び幼稚園教育職員の出張命令及び旅行許可に関すること。

（3）学校職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項並びに幼稚園教育職員勤務条例第6条、第12条、第14条及び第15条第3項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の週休日の変更等、休日勤務の命令及び代休日の指定並びに年次有給休暇に関すること。

（4）学校職員勤務条例第17条第1項及び幼稚園教育職員勤務条例第17条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の特別休暇の承認に関すること。

（5）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。

（6）育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による幼稚園教育職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関する

ること。

- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定による幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関する事。
- (8) 学校職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項並びに幼稚園教育職員勤務条例第16条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関する事。
- (9) 学校職員勤務条例第10条及び第11条並びに幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。
- (10) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関する事。
- (11) 幼稚園教育職員勤務条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割振り及び週休日の指定に関する事。
- (12) 幼稚園教育職員勤務条例第13条の規定による幼稚園教育職員の休日の振替に関する事。
- (13) 幼稚園教育職員勤務条例第7条の規定による幼稚園教育職員の休憩時間の付与に関する事。
- (14) 幼稚園教育職員勤務条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に関する事。
- (15) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関する事。
- (16) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関する事。
- (17) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の適用を受ける区立学校職員及び幼稚園教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関する事。
- (18) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の欠勤届その他の届の処理に関する事。
- (19) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22

ること。

- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定による幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関する事。
- (8) 学校職員勤務条例第16条第1項及び第18条第1項並びに幼稚園教育職員勤務条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の病気休暇及び介護休暇の承認に関する事。
- (9) 学校職員勤務条例第10条及び第11条並びに幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条の規定による区立学校職員及び幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。
- (10) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関する事。
- (11) 幼稚園教育職員勤務条例第4条第2項及び第5条第2項の規定による幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割振り及び週休日の指定に関する事。
- (12) 幼稚園教育職員勤務条例第13条の規定による幼稚園教育職員の休日の振替に関する事。
- (13) 幼稚園教育職員勤務条例第7条の規定による幼稚園教育職員の休憩時間の付与に関する事。
- (14) 幼稚園教育職員勤務条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う幼稚園教育職員の深夜勤務の制限に関する事。
- (15) 幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項の規定による3歳に満たない子の育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関する事。
- (16) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の適用を受ける区立学校職員及び幼稚園教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関する事。
- (17) 区立学校職員及び幼稚園教育職員の欠勤届その他の届の処理に関する事。
- (18) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22

号) 第3条に規定する幼稚園教育職員の給料その他の給与の支給に関する  
こと。

(20) 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第19条に規定する幼稚園  
教育職員の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。

(21) 職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)第3条  
の規定に基づく幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること。

(22) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員  
会規則第24号。以下「時間講師規則」という。)第7条第4項及び都立  
学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成19年東京都教育委員会規則  
第60号。以下「日勤講師規則」という。)第9条第4項に規定する秘密公  
開の許可に関すること。

(23) 時間講師規則第11条に規定する研修命令に関すること。

(24) 時間講師規則第15条に規定する勤務時間の割振り及び日勤講師規則第  
18条に規定する勤務時間等の割振りに関すること。

(25) 時間講師規則第17条第3項及び第17条の2に規定する勤務時間の振替  
えに関すること。

(26) 時間講師規則第17条第4項に規定する休日勤務の命令に関すること。

(27) 時間講師規則第18条及び日勤講師規則第20条に規定する年次有給休暇  
の付与に関すること。

(28) 時間講師規則第18条の2に規定する病気休暇に関すること。

(29) 時間講師規則第18条の3及び日勤講師規則第21条に規定する公民権行  
使等休暇に関すること。

(30) 時間講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇に関すること。

(31) 時間講師規則第20条及び日勤講師規則第23条に規定する慶弔休暇に関  
すること。

(32) 日勤講師規則第19条に規定する休憩時間に関すること。

(33) 日勤講師規則第22条に規定する子どもの看護休暇に関すること。

(34) 日勤講師規則第24条に規定する夏季休暇に関すること。

(35) 区立小学校及び中学校の校長及び教員に対する研究資料の貸与に関す  
ること。

(36) 区立学校における教科書以外の教材の使用についての届出の取扱いに関  
すること。

(37) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

(38) 区立学校長の事務引継に関すること。

(39) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条

号) 第3条に規定する幼稚園教育職員の給料その他の給与の支給に関する  
こと。

(19) 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第19条に規定する幼稚園  
教育職員の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。

(20) 職員の旅費に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第12号)第3条  
の規定に基づく幼稚園教育職員の旅費の支給に関すること。

(21) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員  
会規則第24号。以下「時間講師規則」という。)第7条第4項及び都立  
学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成19年東京都教育委員会規則  
第60号。以下「日勤講師規則」という。)第9条第4項に規定する秘密公  
開の許可に関すること。

(22) 時間講師規則第11条に規定する研修命令に関すること。

(23) 時間講師規則第15条に規定する勤務時間の割振り及び日勤講師規則第  
18条に規定する勤務時間等の割振りに関すること。

(24) 時間講師規則第17条第3項及び第17条の2に規定する勤務時間の振替  
えに関すること。

(25) 時間講師規則第17条第4項に規定する休日勤務の命令に関すること。

(26) 時間講師規則第18条及び日勤講師規則第20条に規定する年次有給休暇  
の付与に関すること。

(27) 時間講師規則第18条の2に規定する病気休暇に関すること。

(28) 時間講師規則第18条の3及び日勤講師規則第21条に規定する公民権行  
使等休暇に関すること。

(29) 時間講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇に関すること。

(30) 時間講師規則第20条及び日勤講師規則第23条に規定する慶弔休暇に関  
すること。

(31) 日勤講師規則第19条に規定する休憩時間に関すること。

(32) 日勤講師規則第22条に規定する子どもの看護休暇に関すること。

(33) 日勤講師規則第24条に規定する夏季休暇に関すること。

(34) 区立小学校及び中学校の校長及び教員に対する研究資料の貸与に関す  
ること。

(35) 区立学校における教科書以外の教材の使用についての届出の取扱いに関  
すること。

(36) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

(37) 区立学校長の事務引継に関すること。

(38) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条

例第115号) 第2条(同条の表8の項を除く。)の規定により区が処理することとされた事務に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、重要な事項について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。

一部改正〔平成元年世教委規則1号・11号・4年11号・14号・5年3号・6年4号・7年13号・12年8号・15年2号・16年5号・20年7号・22年12号・15号・26年11号・27年6号〕

(教育長の臨時代理)

第2条の2 教育長は、前条第1項の規定により委任を受けた事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔平成27年世教委規則6号〕

(区長の補助機関たる職員等の補助執行)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次の各号に定める区長の補助機関たる職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。

(1) 総合支所区民課長(世田谷総合支所区民課長及び烏山総合支所区民課長に限る。)及び出張所長

イ 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発行及び健康診断の通知等の交付に関すること。

ロ 就学通知書等の再発行に関すること。

ハ 学年途中の転居に伴う学期末まで(最終学年の場合は学年末まで)の就学すべき学校の指定の変更に関すること。

ニ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関すること。

(2) まちづくりセンター所長(太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所長を除く。)

イ 就学通知書等の再発行に関すること。

ロ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関すること。

(3) 総務部区政情報課長

例第115号) 第2条(同条の表8の項を除く。)の規定により区が処理することとされた事務に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、重要な事項について、必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。

一部改正〔平成元年世教委規則1号・11号・4年11号・14号・5年3号・6年4号・7年13号・12年8号・15年2号・16年5号・20年7号・22年12号・15号・26年11号・27年6号〕

(教育長の臨時代理)

第2条の2 教育長は、前条第1項の規定により委任を受けた事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔平成27年世教委規則6号〕

(区長の補助機関たる職員等の補助執行)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次の各号に定める区長の補助機関たる職員等に当該各号に掲げる事務を補助執行させる。

(1) 総合支所区民課長(世田谷総合支所区民課長及び烏山総合支所区民課長に限る。)及び出張所長

イ 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定、就学通知書の発行及び健康診断の通知等の交付に関すること。

ロ 就学通知書等の再発行に関すること。

ハ 学年途中の転居に伴う学期末まで(最終学年の場合は学年末まで)の就学すべき学校の指定の変更に関すること。

ニ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関すること。

(2) まちづくりセンター所長(太子堂まちづくりセンター、経堂まちづくりセンター、北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、用賀まちづくりセンター、成城まちづくりセンター及び烏山まちづくりセンターの所長を除く。)

イ 就学通知書等の再発行に関すること。

ロ 国立学校及び私立学校へ入学する旨の届出の受理に関すること。

(3) 総務部区政情報課長

- イ 世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第6条に規定する行政情報の開示請求書を受理すること。
- ロ 情報公開条例第7条の規定による行政情報の開示を行うこと。
- ハ 情報公開条例第10条の規定による行政情報の開示の可否の決定の通知並びに情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。
- ニ 情報公開条例第20条の規定による行政情報の任意的な開示を行うこと。
- ホ 情報公開条例第22条の規定による行政情報の公表を行うこと。
- ヘ 情報公開条例第27条の規定による行政情報の特定に資する情報の提供その他適切な措置を講ずること。
- ト 世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第9条の規定により業務の登録並びにその抹消及び修正を行い、個人情報登録簿を一般の閲覧に供すること。
- チ 個人情報保護条例第20条に規定する保有個人情報等の開示請求書、個人情報保護条例第30条に規定する保有個人情報等の訂正請求書及び個人情報保護条例第37条に規定する保有個人情報等の利用中止請求書を受理すること。
- リ 個人情報保護条例第21条の規定による保有個人情報等の開示を行うこと。
- ヌ 個人情報保護条例第24条に規定する保有個人情報等の開示の可否の決定の通知、個人情報保護条例第32条に規定する保有個人情報等の訂正の可否の決定の通知及び個人情報保護条例第39条に規定する保有個人情報等の利用中止の可否の決定の通知並びに個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知、個人情報保護条例第33条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知並びに個人情報保護条例第40条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。

(削除)

(4) 子ども・若者部若者支援担当課長

- イ 青少年教育に係る事業（教育委員会が指定するものに限る。）の運営に関すること。

一部改正〔昭和63年世教委規則9号・平成3年2号・4年20号・9

- イ 世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第6条に規定する行政情報の開示請求書を受理すること。
- ロ 情報公開条例第7条の規定による行政情報の開示を行うこと。
- ハ 情報公開条例第10条の規定による行政情報の開示の可否の決定の通知並びに情報公開条例第11条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。
- ニ 情報公開条例第20条の規定による行政情報の任意的な開示を行うこと。
- ホ 情報公開条例第22条の規定による行政情報の公表を行うこと。
- ヘ 情報公開条例第27条の規定による行政情報の特定に資する情報の提供その他適切な措置を講ずること。
- ト 世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第9条の規定により業務の登録並びにその抹消及び修正を行い、個人情報登録簿を一般の閲覧に供すること。
- チ 個人情報保護条例第20条に規定する保有個人情報等の開示請求書、個人情報保護条例第30条に規定する保有個人情報等の訂正請求書及び個人情報保護条例第37条に規定する保有個人情報等の利用中止請求書を受理すること。
- リ 個人情報保護条例第21条の規定による保有個人情報等の開示を行うこと。
- ヌ 個人情報保護条例第24条に規定する保有個人情報等の開示の可否の決定の通知、個人情報保護条例第32条に規定する保有個人情報等の訂正の可否の決定の通知及び個人情報保護条例第39条に規定する保有個人情報等の利用中止の可否の決定の通知並びに個人情報保護条例第25条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知、個人情報保護条例第33条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知並びに個人情報保護条例第40条第2項及び第3項の規定による決定期間の延長の通知を行うこと。

(4) スポーツ推進担当部スポーツ推進課長

イ 区立学校施設の使用に関すること。

(5) 子ども・若者部若者支援担当課長

- イ 青少年教育に係る事業（教育委員会が指定するものに限る。）の運営に関すること。

一部改正〔昭和63年世教委規則9号・平成3年2号・4年20号・9



年2号・11年3号・13年20号・16年5号・17号・18年19号・20年7号・21年14号・26年4号・27年6号・28年13号]

付 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則 (昭和63年12月28日世教委規則第9号)

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

付 則 (平成元年3月31日世教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年5月1日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日世教委規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月30日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年7月15日世教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月25日世教委規則第20号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月27日世教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月28日世教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年4月27日世教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月27日世教委規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日世教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日世教委規則第8号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日世教委規則第20号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日世教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第15号の改正規定は、

年2号・11年3号・13年20号・16年5号・17号・18年19号・20年7号・21年14号・26年4号・27年6号・28年13号]

付 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則 (昭和63年12月28日世教委規則第9号)

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

付 則 (平成元年3月31日世教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年5月1日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日世教委規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月30日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年7月15日世教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月25日世教委規則第20号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月27日世教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月28日世教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年4月27日世教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月27日世教委規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日世教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日世教委規則第8号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日世教委規則第20号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日世教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第15号の改正規定は、

平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日世教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日世教委規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日世教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日世教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日世教委規則第23号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日世教委規則第14号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年5月6日世教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月16日世教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日世教委規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日世教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月13日世教委規則第6号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合においては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の第2条及び第2条の2第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条及び第2条の2第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年6月28日世教委規則第13号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年 月 日世教委規則第 号）

平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日世教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日世教委規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日世教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日世教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日世教委規則第23号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日世教委規則第14号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年5月6日世教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月16日世教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日世教委規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日世教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月13日世教委規則第6号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に在任する教育長の任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合においては、当該欠けた日）までは、この規則による改正後の第2条及び第2条の2第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条及び第2条の2第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年6月28日世教委規則第13号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。